

別記第6号様式（第8条関係）

別記第7号様式（第9条関係）

豊島区入札監視委員会 平成29年度第1回定例審議会審議報告書（兼）議事概要

開催日時 場所	平成29年7月28日（金）午前10時20分～12時00分 豊島区役所8階 803会議室		
出席委員 （3名中3名出席）	外山 公美 委員長 亀山 勝敏 委員（委員長職務代理） 渡部 夕雨子 委員		
審議対象期間	平成28年10月1日 ～ 平成29年3月31日		
抽出案件	14件	備考 審議の参考： ・①庁内 LAN 端末 23年度12月1,440台分の再リース（随意契約） ・②庁内 LAN 端末 23年度9月300台分の再リース（随意契約） ・③庁内 LAN 端末 28年度11月1,900台分のリース（長期継続契約）、（指名競争入札）	
契約方式	一般競争入札		5件（共同企業体発注4件、単体及び共同企業体発注1件） ・工事①(仮称)新区民センター増築工事 ・工事②(仮称)新区民センター増築に伴う電気設備工事 ・工事③(仮称)新区民センター増築に伴う給排水衛生・消火・ガス設備工事 ・工事④(仮称)新区民センター増築に伴う冷暖房・換気設備工事 ・工事⑤(仮称)新区民センター増築に伴う昇降機設備工事
	指名競争入札		3件 ・物品①平成28年度通学路に係る防犯カメラの設置委託 ・物品②インターネット閲覧用仮想環境関連機器等のリース（長期継続契約） ・物品③SKYSEA サーバ機器リース（長期継続契約）
	随意契約		6件 ・工事⑥(仮称)新区民センター及び新ホール接続渡り廊下設計業務請負 ・工事⑦(仮称)新区民センター増築工事における工事監理委託 ・工事⑧(仮称)新区民センター機械式駐車場その他設計業務請負 ・物品④GIGAPOD 用セグメント管理サーバ環境構築及びExchange 変更作業委託 ・物品⑤インターネット閲覧用仮想環境構築委託 ・物品⑥SKYSEA Client View 環境構築作業委託

審議案件	平成28年度下半期分の定例審議 ① 入札・契約手続きの運用状況について ② 入札参加停止及び指名停止措置等運用状況について ③ 審議案件の抽出及び抽出案件の審議	
委員からの意見 それに対する回答	意見	回答
	下表のとおり	下表のとおり
委員会による報告又は意見具申	審議案件 14 件については、適正な入札・契約手続きが行われたことを確認した。	

(注) 報告書又は意見具申については、別途添付することができる。

委員からの意見・質問、それに対する回答等（概ね●は質問、▶は意見、○は回答を表す）

意見・質問	回答
<p><資料1~4について></p> <p>●6 か月等長期の指名停止を受けた大手の企業等、別会社を設立して発注を受けるケースが他の自治体などで見受けられると聞いているが、豊島区ではいかがか。</p> <p>▶今後も注視していく必要があると思っている。</p> <p><資料5、審議案件の抽出理由について></p> <p>▶今回は、14 件を抽出している。案件数は多いが、実質的には3件。</p> <p>▶まず工事①は、条件付一般競争入札であり、対象期間中最も大規模な公共工事である「(仮称) 新区民センター増築工事」を選んだ。それに付随する設備工事、設計等が工事②から工事⑧までとなっている。これで一連の契約となっている。</p> <p>▶次に、物品①「平成28年度通学路に係る防犯カメラの設置委託」だが、いったん入札を打ち切り、再入札となった事案であると事務局から説明を受けた。委員会でその経過と理由を確認したい。</p> <p>▶物品②~⑥及び参考①~③については、マイナンバー制度への対応として、全国的に情報システムの強靱化対策が図られている。豊島区においては、どのような経過で強靱化を図っていったのか、確認したい。</p> <p>▶案件としては工事8件、物品6件であるが、大きく以下の3つにまとめ、審議を進めることとする。</p> <p>▶まず、工事①~⑧はすべて関連しており、これらをまとめて審議する。</p> <p>▶物品について①は単独で審議する。</p> <p>▶物品の②~⑥及び参考①~③は、情報システム</p>	<p>○親会社の指名停止期間中に、関連会社、子会社を使って受注することは、制度としては可能であるが、本区では実例がない。</p> <p>また、親会社の指名停止等の措置を、そのまま子会社等にも適用するのは難しいと考えている。</p>

強靱化対策の関連案件であるため、まとめて審議を進める。

〈審議案件、工事①(仮称)新区民センター増築工事、工事②(仮称)新区民センター増築に伴う電気設備工事、工事③(仮称)新区民センター増築に伴う給排水衛生・消火・ガス設備工事、工事④(仮称)新区民センター増築に伴う冷暖房・換気設備工事、工事⑤(仮称)新区民センター増築に伴う昇降機設備工事、工事⑥(仮称)新区民センター及び新ホール接続渡り廊下設計業務請負、工事⑦(仮称)新区民センター増築工事における工事監理委託、工事⑧(仮称)新区民センター機械式駐車場その他設計業務請負について〉

●全体規模に対して2階、3階部分に女性用トイレ、フィッティングスペースが大きく設けられているが、その意図は。

●渡り廊下の増築は、東京建物等のコンソーシアムの建物と接続する意味か。

●工事②～④はJV発注だが、工事①はJVと単体の発注としたのはなぜか。

○旧庁舎跡地、中池袋公園、旧豊島公会堂を含めたエリア全体を「ハレザ池袋」として、マネジメントしながら再開発している。

旧庁舎、旧公会堂の区有地は、東京建物、サンケイビル、鹿島建設のコンソーシアムに貸し付けている。旧庁舎地の新しい建物にはオフィスとシネマコンプレックスが入る。旧公会堂用地の建物には区の新ホールが入る。

区は「女性にやさしいまちづくり」をうたっている。公園等のトイレは汚い、利用しにくいなどの状況がある。女性が利用しやすいパブリックトイレをこの建物内に設ける。また、パパママスポットを2階に設け、子育て世代にも配慮する。

単純に貸室を設けるだけでなく、来街者にも配慮した施設となるような建物にしている。エリア全体の中でこの建物をそのように位置付けている。

近隣にアニメイトがある。若年の女性が多い。キャリアバッグをひいて移動する来街者も多い。コスプレなどの着替えルームとして活用してもらおう。

ソフト面ではコインロッカーの設置も検討している最中だ。工事の進捗状況はまだ1%程度である。

○そのとおり。

○単体発注にするか、JV（特定建設工事共同企業体）発注にするかどうかは、基準金額で振り分ける。

建築工事は3億円以上、設備工事は1億円以上でJV発注としている。これは額の大きな案件でも、中小の区内事業者が参加できる機会を増やしたいという考え方だが、例外がある。

工事①は、JVと単体で発注したが、これまで実施してきた入札結果の傾向を踏まえると、JVに限定して発注した場合、本件では入札参加者がなく不調になるリスクが高いと考えたため。

<p>●工事②の電気工事に関して、最低制限価格未満の会社があるが、最低制限はどのように決めているか。</p> <p>●予定価格は事前公表のため、専門の事業者であれば、最低制限価格のおおよその見当はつくと思うが、それでも最低制限価格未満になったのは、最低制限価格ギリギリを狙った結果下回ったのか。最低制限価格を下回った入札価格と最低制限価格は大幅にかい離していたか。</p> <p>▶最低制限価格の設定は難しいと思う。ダンピング防止のためには最低制限価格を設定せざるを得ないこともあるだろう。</p> <p>●工事⑤に関して、エレベータ工事の発注は、通常、他の設備工事より時期が遅れて発注することが多いが、この工事では他の設備工事と同じ時期に発注している。なぜか。</p> <p>▶適切と思う。改修部分があるので、その部分は同時発注にしないと納期が遅れるリスクもあると思う。</p> <p>●設計等の発注に関して、随意契約とした理由は。</p> <p>▶工事①～⑧については、入札・契約手続きにおいて適切に実施されたと判断する。</p> <p><u><審議案件、物品①平成 28 年度通学路に係る防犯カメラの設置委託について></u></p> <p>●苦情申立てと関連規定について説明してほしい。</p>	<p>本件については単体受注も可能にし、入札参加の幅を上げた。</p> <p>工事②～④の設備工事の場合は、基本どおりに、基準額 1 億円を超えるので JV 結成を義務付けた。</p> <p>○最低制限価格自体については非公表ではあるが、公共工事の最低制限価格の計算式については、豊島区ホームページで公開している。</p> <p>区契約事務規則では、最低制限価格を 70%～90%の範囲で設定することを規定しており、この規則もホームページで閲覧可能にしている。</p> <p>○最低制限価格を下回った札は、最低制限価格とは大きくかい離はしていなかった。</p> <p>○生活産業プラザはまだ開設中であり、生活産業プラザが休止してから発注することも検討したが、設計でエレベータの仕様についても決めていた。</p> <p>また、生活産業プラザ側のエレベータは全くの新設ではなく、既設のエレベータの大きさが決まっているところで更新するため、事業者が実際に何度か現地確認して積算することができるような状況も考慮した。</p> <p>金額が大きく、議会の議決が必要となるため、本体の建築工事の契約議案と合わせて議会に提案したいこともあった。</p> <p>○平成 26 年度に解体設計及び基本・実施設計の業務を入札により受注した事業者と、平成 28 年度については追加的な設計及び工事監理業務で随意契約を行った。</p> <p>○本件は、豊島区入札・契約手続苦情処理要領第 3 条第 3 項に基づく苦情申立てであり、同要領第 7 条第 1 項に基づき、区は、苦情申立てがってから 1 週間以内に回答した。</p> <p>同要領第 7 条第 2 項の規定により、同要領第 3 条第 1 項に基づく苦情申立てではないので、本件では再苦情申立ての教示を区の回答書に記</p>
---	---

●平成 27 年度の最初の防犯カメラの発注では性能発注で入札を執行したと思う。

防犯カメラのメンテナンスを考えれば、28 年度は第 1 回目の入札時から、仕様書で 27 年度の納入物品と同じ製品を指定することもできたのではないか。

●1 回目と 2 回目の入札では、1 回目と 2 回目の入札で同一金額とは限らないし、通常は 1 回目より 2 回目の価格が下がることが多いと思う。28 年度の入札の 1 回目と 2 回目との比較で、2 回目で落札者が入れた札が、1 回目で入れた札より金額が上がっていることを見ると、残念に思う。

1 回目の入札で、1 番手と契約できなかった場合には、2 番手の札の事業者と随意契約することもできたのではないか。今後は慎重に進めてもらいたい。

▶物品①については、入札手続きは適切だったと判断する。

▶この際、苦情申立てがあった案件は、当番委員が抽出する、抽出しないにかかわらず、今後は本委員会の定例審議の対象とする。

<審議案件、物品②インターネット閲覧用仮想環境関連機器等のリース（長期継続契約）、物品③SKYSEA サーバ機器リース（長期継続契約）、物品④GIGAPOD 用セグメント管理サーバ環境構築及び Exchange 変更作業委託、物品⑤インターネット閲覧用仮想環境構築委託、物品⑥SKYSEA Client View 環境構築作業委託について>

▶物品②～⑥については、入札・契約手続きは適切に実施されたと判断する。

述していない。

○27 年度は性能発注により入札を執行した。

振り返れば、28 年度はご指摘のような対応が望ましかったのは反省点。苦情申立てがあったことで、改めて仕様書を見直し、維持管理上の利点を考えて第 2 回目の入札時に製品指定をし、仕様書を修正した。

○1 回目より 2 回目の価格が下がることもあると考えていたが、結果としては上がっていた。

1 回目で 1 番札の事業者が全く正当な理由なく落札を辞退したならば、その時点で 1 回目の 2 番札の事業者と随意契約になったと思う。

本件では、全部ではないが、苦情申立者の主張の一部で認容すべき点があった。

そこで、1 回目の入札を打ち切った上で、苦情申立者を改めて 2 回目の入札でも指名して、競争してもらうこととした。

事務局（担当課）	総務部契約課
委員以外の出席者	関係者 総務部長、総務部参事（施設整備課長事務取扱）、政策経営部情報管理課長、教育部学務課長
	事務局 総務部契約課長、契約課契約担当係長1名、契約課担当者1名
会議の公開の可否	公開・ <u>非公開</u> ・一部非公開 傍聴人数 0人
非公開・一部公開の場合は、その理由	豊島区入札監視委員会設置要綱第5条第4項の規定により、原則として非公開。公開することにより入札・契約の公平性が損なわれ、又は事業者の正当な事業活動を損なうおそれがあるため。
議事概要の公開の可否	<u>公開</u> ・非公開・一部非公開 ただし、公開することにより入札・契約の公平性が損なわれ、又は事業者の正当な事業活動を損なうおそれがある場合等は非公開。
議事次第	1 開会 2 委員長の選出について (1) 委員長の選出について (2) 職務代理者の決定について 3 議事 (1) 平成28年度下半期分の定例審議 ① 入札・契約手続きの運用状況について ② 入札参加停止及び指名停止措置等運用状況について ③ 審議案件の抽出及び抽出案件の審議 4 閉会
提出された資料等	資料1 入札方式別発注契約総括表 資料2 入札方式別発注契約一覧表【工事】 資料3 入札方式別発注契約一覧表【物品】 資料4 入札参加停止及び指名停止措置等運用状況一覧表 資料5 定例審議抽出案件一覧表 資料6-1 定例審議抽出案件概要（工事①～⑧） 資料6-2 定例審議抽出案件概要（物品①） 資料6-3 定例審議抽出案件概要（物品②～⑥・参考①～③）
その他	委員の互選により、委員長に外山委員を選出した。 委員長の指名により、委員長職務代理には亀山委員が決定した。 次回の当番委員は渡部委員とする。 次回の開催日時は、後日、11月頃を目途に日程調整のうえ決定する。